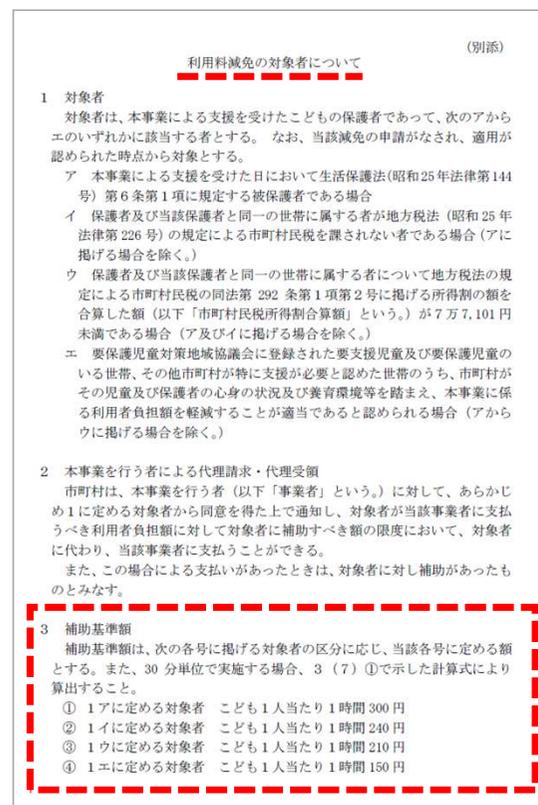
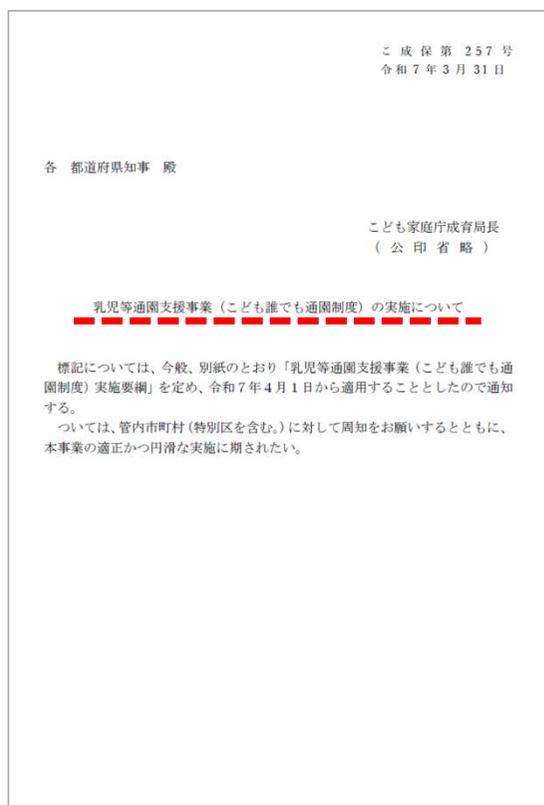


# 300円／1時間のシステム上の処理の補足について 1



国の定める乳児等通園支援事業では、利用料減免の規定があります。  
原則300円／時間の利用者もいれば、0円／時間、60円／時間、90円／時間、150円／時間の利用者もいます。

## 300円／1時間のシステム上の処理の補足について 2

区分	1時間あたり	30分あたり	15分あたり
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	60円	30円	15円
市民税所得割額が77,101円未満の世帯	90円	45円	22.5円
要支援児童や要保護児童のいる世帯等	150円	75円	37.5円
それ以外の世帯	300円	150円	75円

先ほどの減免世帯の利用料を、30分単位や15分単位でいくらになるかを表にしました。

すると、30分単位の設定をすると「45円／30分」や「75円／30分」という1円単位で料金を徴収する利用者が出てきます。

また、15分単位の設定をすると「22.5円／15分」や「37.5円／15分」という1円未満の料金を徴収する利用者も出てきます。

なお、これらの施設型給付費や施設等利用費の日割り計算では、算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる処理をしますが、利用料においては特に定めはありません（特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について）



## 300円／1時間のシステム上の処理の補足について 3

区分	1時間あたり	30分あたり	15分あたり
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	60円	30円	15円
市民税所得割額が77,101円未満の世帯	90円	45円	22.5円
要支援児童や要保護児童のいる世帯等	150円	75円	37.5円
それ以外の世帯	300円	150円	75円

これらから、端数処理や10円未満切り捨てをした後の金額を利用料金とすることもできますが、結局は対照すべき料金表が多くなると事務煩雑になることが想定されることから・・・

**豊中市では1時間あたりを利用料金の最小単位として運用していただくことをお勧めします。**

